産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が軽減されます！

対象となる方

- **令和５年11月１日以降に出産された被保険者が対象です。**
  妊娠85日以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。

国民健康保険料の軽減方法

- **出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）までの保険料が軽減されます 。**

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出 産 月			
多胎の方				出 産 月			

※多胎出産の場合は出産月の３ヶ月前から６ヶ月相当分が軽減されます。

- **産前産後期間のうち令和６年１月以降の保険料が軽減されます。**

令和５年８月	９月	10月	11月	12月	令和６年１月	２月
			出 産 月			

※令和５年11月に出産された場合、令和６年１月分の保険料が軽減されます。令和６年１月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

□ ･･･軽減対象期間

- **軽減となる保険料は、出産された被保険者本人の「基礎賦課額」「後期高齢者支援金賦課額」「介護納付金賦課額（40歳～64歳）」となります。**
- **原則、産前産後期間の終了月を基準に軽減額の計算処理をし、保険料引落口座に還付いたします。**

届出に必要な書類

❶ 産前産後期間に係る保険料軽減措置届出書
❷ 出産日、単胎・多胎出産の別を確認することができる公的書類のコピー
（当組合より出産育児一時金の支給を受けている場合は省略可）
例：母子健康手帳の市町村の証明印のあるページ、出産者氏名、出産日のわかるページのコピー
又は、病院等が発行する出生証明書のコピー

届出先

大阪府医師国民健康保険組合
〒542-0062　大阪市中央区上本町西三丁目１番７号　大阪府医師協同組合南館７階
TEL（06）6761-8096　FAX（06）6761-0596